

諮問日：令和3年11月12日（令和3年度（情）諮問第30号）

答申日：令和4年3月23日（令和3年度（情）答申第48号）

件名：札幌高等裁判所において刑事訴訟法19条に基づく移送請求の判断に際して、弁護人の主張の具体的内容等が不明であることは移送を否定する事情となっていることが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「刑訴法19条に基づく移送請求の可否を判断する際、弁護人の主張の具体的内容及び検察官請求証拠に対する意見の見込みが不明であることは移送を否定する事情となっていることが分かる裁判官の研修資料その他の文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、札幌高等裁判所長官が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、札幌高等裁判所長官が令和3年9月29日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定の被告事件に係る移送請求について、原判断庁が同請求を却下した決定の内容からすれば、原判断庁が刑事訴訟法19条に基づく移送請求の可否を判断する際、弁護人の主張の具体的内容及び検察官請求証拠に対する意見の見込みが不明であることを、移送を否定する事情として考慮していることは明らかであるから、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断庁において本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、特定の被告事件に係る移送請求について、原判断庁が同請求を却下した決定の内容からすれば、原判断庁が刑事訴訟法19条に基づく移送請求の可否を判断する際、弁護人の主張の具体的内容及び検察官請求証拠に対する意見の見込みが不明であることを、移送を否定する事情として考慮していることが明らかであるから、対象文書が存在する旨主張する。しかし、裁判所が移送請求の判断を行うに際し、どのような事情を考慮するかについては、個々の裁判の内容に関わるものとして、具体的に検討する必要がある、裁判事務を行う裁判所において、個別に判断されるべきものである。したがって、裁判の理由において特定の事情を考慮することの要否等について裁判官の研修資料その他の司法行政文書が当然に存在するというものではない。その他、本件開示申出に係る文書が存在することをうかがわせる事情も存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年11月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年2月18日 審議
- ④ 同年3月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 裁判所が刑事訴訟法19条に基づく移送請求の判断を行うに当たり、どのような事情を考慮するかについては、裁判機関としての裁判所において、個々の事件ごとに個別に判断されるものと解される。また、当委員会庶務を通じて確認したところ、同条に基づく移送請求の可否をテーマにした裁判官の研修がなかったことが認められる。したがって、裁判の理由において特定の事情を考慮することの要否等について裁判官の研修資料その他の司法行政文書が当然に存

在するというものではなく、本件開示申出に係る司法行政文書は存在しなかったとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、札幌高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、札幌高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、札幌高等裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子